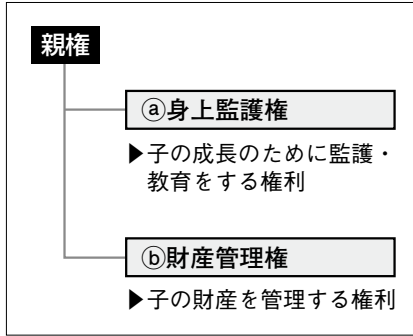


図表2 親権の内訳



加えて、⑦未成年者・親権者の本人確認および続柄確認と、④未成年者・親権者間の利益相反にも留意が必要となります。

⑦未成年者・親権者の本人確認および続柄確認は、公的証明書で行います。健康保険証や戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等を提示してもらい、住所すなわち同居の有無なども確認し、疑義などが生じた場合には口頭で照会します。

口座の開設後に、窓口に戻し等の依頼が寄せられた場合には、来店したのが未成年者であれば親権者の同意があるか、親権者であればそのまま心じるか、未成年者の同意書を得ることになります。

未成年者の代理人の種類と取引を行う際のポイント

まず未成年者の法定代理人となる親権者・未成年後見人の概要と取引時の留意点を見ていきます。 解説=佐々木城亨 信金中央金庫 信用金庫部 上席審議役

1 未成年者とは何か どのような能力が制限されているのか

民法第4条には、満20歳をもって「成年」とする旨が明文化されています。「未成年」は、20歳に達しない（20歳未満の）状態を表す用語であり、成年に到達した者を表す「成人」の対語となるのが「未成年者」となります（ただし、婚姻した未成年者は「成人」とされる）。

民法第20条1項には、未成年者が制限行為能力者に該当する旨が定められており、「親権者」あるいは「未成年後見人」の親権に服することになります。未成年者は様々な法律・制度によって、各種能力も相応に制限されているのです（図表1）。

2 親権者とは何か どのようなことができるのか

親権者とは、原則として未成年者の両親（養子なら養親）のこと

さらに、親権者と未成年者との間に生じかねない利益相反関係についても、確認する必要があります。例えば親権者の借入れのために未成年者が（実際には親権者が代理人となって）預貯金や不動産などの担保提供を行ったり、債務保証を行ったりするケースなどに注意が必要です。

このような取引を行った場合、親権者側に利益がもたらされる一方で、未成年者側には不測の損害をもたらし可能性を残します。こうした利益相反取引は、家庭裁判所に特別代理人の選定を申し立て、特別代理人による調停の下で行う必要があります。

3 未成年後見人とは何か どのようなことができるのか

親権者が死亡して親権を持つ者が不在となった場合や、親権者に親権を正当に行使する能力がないと判断される場合などに、申立てによって家庭裁判所により選任されるのが「未成年後見人」です。

図表1 未成年者の制限対象能力

分野	概要 [条文]
一般事項	▶未成年者が法律行為を行う際には法定代理人の同意が必要であり、同意を得ずに行った行為は取り消すことができる。この場合の取消権者は、未成年者本人およびその法定代理人となる。 ▶単に権利を得る、もしくは義務を免れる法律行為については法定代理人の同意は不要であり、たとえ取消権者であっても、未成年であることを理由として取り消すことはできない。
(随意) 財産処分	▶未成年者は、その法定代理人が、目的を定めて処分を許可した財産についてはその範囲内で、目的を定めずに処分を許可した財産については任意で処分することが可能となる。
営業許可	▶未成年者の法定代理人は、未成年者に対する（一種もしくは数種の）営業を許可することができる。未成年者は、その営業については成年と同一の行為能力を有する。 ▶許可された営業について未成年者が行った法律行為は、未成年者がそれを理由として取り消すことができない。
婚姻	▶未成年者は、婚姻によって成年に到達したと擬制を受ける。 ▶上記成年擬制は、民法など私法領域に限られ、公法領域には及ばない。

続柄確認も必要となる

をいい、未成年者の法定代理人として、未成年者に不利益をもたらさない範囲内で代理行為を行うことが可能です。

預金や融資などの金融取引も、民法や銀行法に則った法律行為に該当します。よって金融機関が未成年者を相手に取引を行う場合には、原則として、法定代理人である親権者を相手方とするか、その同意を得て未成年者と取引する必要があります。

では、仮に未成年者の預金口座の開設依頼に応じる場合は、どうすればよいでしょうか。実務上は⑬歳以下の場合は親権者による手続きか同意書の提出・⑭歳超の場合には親権者による同意書の提出・親権者による手続きの場合には未成年者本人による同意書の提出を求める対応が平均的となるようです。

そのほか、親権者には図表2の権利が認められていますが、子供の財産管理に不適切な実態が認められる場合などには、このうち「財産管理権」だけを失い、未成年後見人に財産管理権のみ与えられることもあります。

選任された未成年後見人は、未成年者（未成年被後見人）の法定代理人として、監護・教育や財産管理、さらには契約等の法律行為を行います。

未成年者の戸籍の提出を

未成年後見人が未成年者の代わりに来店した場合には、「未成年者の戸籍謄本または抄本」の提出を求めて事実関係を確認します。

そのうえで「成年後見制度に関する届出書」の記入・提出と犯罪収益移転防止法が定める本人確認書類の提示を求めます。

未成年者の口座管理を巡るこれら一連の対応を「後見の設定」と

実務対応のポイント

- 口座開設時には親権者と手続きするか、親権者の同意を得て口座を開設する（続柄確認も必要）
- 払戻取引等も同様、原則として親権者の同意が必要



呼ぶこともあります。また、未成年後見人管理下の口座については、口座名義を未成年者と法定代理人の連名として取り扱うこともあります。

一般代理人の場合には、⑦印鑑登録証明書、④登録印が押捺された意思確認書——の提出をもって代理人としての意思確認を行います。一方で、未成年後見人の場合には、このような意思確認までは行わない金融機関が多いようですので、自庫の内部ルールを今一度参照願います。

こうした手続きを終えたら、以降は前述した親権者と同様に、未成年後見人を法定代理人として取り扱います。